

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成27年10月13日開催）

付議事案名： 人事評価結果に基づく給与等への処遇反映について

提案課 行政管理部職員課

議事要旨公開・時限非公開の別

① 決裁後公開します

② () 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

職員の意欲の向上を図るため人事評価の評価結果を給与関係の処遇（昇給、勤勉手当）に一部反映させることについて合意形成を図る。

2. 経過及び現状

平成26年度には、全職員（再任用含む）を対象に総合評価を取り入れ実施したが、給与等の関連の処遇には未反映であった。平成27年度の人事評価においても同様に全職員対象に実施するが、給与等への処遇の反映が課題である。

平成27年5月 庁議にて素案報告

課長連絡会にて課長職へ説明

3. 具体的な措置

勤勉手当への処遇反映については、まずは管理職に限定し、平成27年度の評価結果をもって、平成28年度以降の勤勉手当にメリハリをつけて実施する。

昇給への処遇反映については、平成28年度以降の評価結果をもって平成29年度以降の昇給査定に反映を行えるよう査定手法等の検討を行っていく。

【素案からの主な変更点】

○3年間の激変緩和措置を設けること

○苦情処理対応の明確化及び苦情処理委員会の設置

2. 集約

基本的に原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整をする。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑】

・ 拠出額が原資になるとの説明だが、評価の分布により全体の額は増減する可能性があるのか

→ 全体の額は同一となるよう、配分額を調整する仕組みとなっている。

・ 原資となる拠出額の割合は、金額に対して積算するものか

→ 金額ではなく月数に対する割合である。

・ これまでの評価において苦情等はあったか

→ これまでは苦情等はなかったところである。

・ 実際に対象となる課長職から意見聴取を行ったか

→ 平成27年5月に課長連絡会を行い、意見聴取を行った。

・ 苦情処理委員会での決定を経なければ、公平委員会へ措置要求できない制度か
→ 法的には、苦情処理委員会の決定は公平委員会への措置要求の前提とはならず、苦情処理委員会を経なくとも公平委員会へ措置要求できるものである。

ただし、公平委員会での受理の段階で判断があるものと思われる。

・ 本件に関連して条例改正は必要か

→ 条例改正は不要であるが、規則を制定する必要がある。

【指示事項】

・ 今後の説明においては、わかりやすい例示やQ&Aなどを用いて、きめ細やかで丁寧な説明を行うこと。